

処分基準整理票

処分の内容	学校体育施設利用許可の取消		
根拠法令及び条項	蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第7条・第8条 蓮田市立学校体育施設開放実施要綱第8条・第10条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	平成 9年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

(行為の禁止)

第7条 利用者は、開放校において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。
- (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 飲酒をすること。
- (6) 指定した場所以外の場所において喫煙その他の火気を使用すること。
- (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(利用の停止等)

第8条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反し、又は開放施設の管理運営のためにする管理責任者若しくはその所属職員の指示に従わないときは、開放施設から退去を命ずることができる。

- 2 教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放施設の利用の停止若しくは開放校からの退去を命ずることができる。

蓮田市立学校体育施設開放実施要綱

(登録団体の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 登録団体として不相当と認められる行為があったとき。

第10条 教育委員会は、体育施設の利用を許可した場合において、次の各号のいずれかに該当するときはその利用許可を取消すことができる。

- (1) 公用または、公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 不正の行為により申請し、または許可を受けたとき。
- (3) 利用の権利を他人に譲渡したとき。
- (4) その他教育上または体育施設の管理上支障があるとき。